

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

名古屋北部民商ニュース

2020年4月13日（月）発行

No.373

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

国や自治体の支援策を活用し がんばって商売続けよう



融資の相談相次ぐ
コロナウイルス感染症の影響から売上が減少した会員からの融資相談が相次いでいます。
西区の飲食業の会員は「もう少しで政策公庫の返済が終わるはずだったのに、売上が激減して融資を受けて商売を続けたい」と、政策金融公庫へ申し込みました。
この他、守山東支部の飲食業、内装工事業の会員からも融資相談の連絡があり、対応しています。

雇用調整助成金の活用を

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動を縮小を余儀なくされた事業主

が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

対象となるのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、雇用保険の適用事業所であること。

受給できる金額は、休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の3分の2（対象労働者1人1日当たり8,330円が上限）が助成されます。

至急限度日数は、1年間で100日です。

詳しくは事務所までお問合せください。

緊急なんでも相談会を開催します

下記の日程で、「緊急なんでも相談会」を開催します。
売上の減少による融資や条件変更、税金や社会保険料の納付が困難な場合は、納税の猶予や換価の猶予の申請など、知り合いの業者の方にも声を掛けて、ご参加ください。

緊急なんでも相談会のお知らせ

コロナウイルス感染症の影響を受け、商売を続けるための融資や条件変更の相談。

税金や社会保険料の納付が難しい場合は、納税の猶予や換価の猶予の相談。

その他、お気軽にご相談ください。

日時：4月18日（土）

午後1時～4時

場所：名古屋北部民主商工会

電話：052-915-8111

事前にご予約の連絡をお願いします。

3・13集団申告に参加できなかったみなさん

仕事や体調不良などで、「3・13集団申告」に参加できなかった方の中で、改めて「集団申告」で提出したいというみなさん。

下記の日程で「集団申告第2弾」を行います。
申告書（※控えははがさず、押印を忘れずに）を持って、税務署玄関前に集合してください。

参加される方は、必ず民商へ連絡して下さい。

○北区・守山区

日時：4月13日（月） 午後1時30分

場所：名古屋北税務署・玄関

○西区

日時：4月13日（月） 午後3時30分

場所：名古屋西税務署・玄関

毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

